

国 税 庁  
令和 5 年 10 月

## 申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて

税務行政につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国税庁においては、政府の「デジタル社会実現に向けた重点計画」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のDX）を進めているところです。

令和 4 年度の e-Tax 利用率は、所得税申告で 65.7%、法人税申告で 91.1%に達しており、今後も e-Tax の利用拡大が更に見込まれることなど、DX の取組の進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、書面で提出された申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないことを検討しております。

本件については、令和 5 年 3 月 31 日付「申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて（依頼）」において、令和 6 年 4 月以降、申告書等の控えへの收受日付印の押なつを行わないことを検討している旨を御連絡しておりましたが、十分な周知期間を確保する観点から、令和 7 年 1 月からとすることを検討しています。

申告書を提出した事実等については、電子申告（e-Tax）の方は、受信通知による確認が可能です。また、書面申告の方も含め、申告書等情報取得サービスや保有個人情報の開示請求、納税証明書の交付請求、閲覧申請による確認も可能です。

本件について御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。